

別表第2の2（第6条関係）

第7条第4号に規定する事項

第一種適格電気通信事業者名 _____

年度分
(単位 円)

	原価		備考
	うち設備管理部門原価	うち設備利用部門原価	
施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務の提供に係る原価（アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るものであって、第一種適格電気通信事業者が自ら利用者料金を設定している電気通信役務に対応する部分に係るものに限る。）			